

第2回 大学等の「知」の価値の可視化に係る課題検討 WG

議事要旨

【開催概要】

日時：令和4年10月3日 13:00-15:00

場所：オンライン開催（Teams）

出席者：渡部座長、青木委員、植草委員、江戸川委員、河原委員、藤村委員、松本委員、山口委員

オブザーバー：内閣府、文部科学省、特許庁、東京大学

【議事】

1. 議論の前提の整理
2. 論点①（研究者の価値を踏まえたタイムチャージ）に関する議論
3. 論点②（大学のマネジメント等への支出）に関する議論
4. 論点③（総額の対話・合意）に関する議論
5. 論点④（「成果」に連動した「知」の価値付け）に関する議論
6. 論点⑤（「収益」が出た場合の繰り越し等の方法）に関する議論

【議事概要】

1. 議論の前提の整理

- 大学等が持つ「知」の評価・算出方法だけを取り出して議論すると値上げにも見えるかもしれないが、実際には大学が企業に提供する価値に対する対価である点には留意が必要である。例えば、「所要コストを積み上げる」考え方は、研究者の時間的なコミットメントと電気代や施設利用料しか、大学が企業に提供していない。しかし、「価値ベースで積み上げる」考え方だと、URA や大学の経営陣が共同研究のマネジメントを行い、その対価を企業に請求することになる。このように、提供価値の充実とセットで議論する必要がある。
- また、「成果」に連動させる考え方について、知財（特許）ロイヤリティが企業から大学に支払われるケースはスタートアップを中心に既にあるが、そこでは大学が特許出願費用や維持費用を投資している点に留意が必要である。政府の予算で特許の出願費用や維持費用が捻出できるわけではないので、そもそも大学に経営が裁量をもつた経費がなければ成立しない概念である点には留意が必要である。このように、メカニズムを考えたときに、大学にとって必要な資金は受け取れるようにしておく必要がある。
- 「直接経費」や「間接経費」という言葉を使うと、大学の予算や費用からスタートしたロジックになってしまふため、「産学官連携ガイドライン追補版」を作成する際は、「直接経費」や「間接経費」という言葉は使わず、「直接コスト」や「間接コスト」という用語で統一した。本 WG では大学が企業から得る収入・報酬に焦点をあてた議論をするため、「直接経費」や「間接経費」という概念をもとにした説明はミスリーディングになってしまふことを共通認識として持っておく必要がある。
- 一方で、大学では「直接経費」や「間接経費」の概念を前提に実務を行なっているので、大学への説明を考えると完全になくすることは難しいかもしれない。

- 財務系の職員は予算を扱っているので、「直接経費」や「間接経費」という概念に馴染みがあり、これら用語なしに説明するのは難しいかもしれない。とはいっても、新しい概念が示せるのであれば、それを使いたい。
- ひとまず、共同研究の算定をしていく上で、現状ではどういった項目が考えられるかを洗い出すとよいのではないか。その上で、項目ごとにどのように取り扱うべきか検証すると整理しやすい。
- 海外大学のいう「スポンサードリサーチ」は多様な契約の在り方を包含したものになっており、最もシンプルなものは期待する研究成果をすり合わせた上で研究費を渡すもので、その上に、知的財産権や共同研究的な要素（ノウハウの常時提供）等が載せられて組み立てられている。こういった契約の在り方と日本での「共同研究」との関係を整理できるとよい。また、ノウハウの常時提供は、海外企業との共同研究では、輸出管理も関係してくるので、その点にも留意が必要である。

2. 論点①（研究者の価値を踏まえたタイムチャージ）に関する議論

- タイムチャージ方式を採用している大学と数件共同研究契約を締結したが、企業が提示する時間を契約書に記載することについて、研究者から他の研究（公的競争的資金での研究や他の共同研究等）や業務とのエフオートの関係で難しいと断られてきた。特に、大型の競争的資金を獲得している先生や共同研究を複数実施している先生は難しい。そのため、直接コストのひとつであるが必ずしも企業が費用負担する必要があるわけではなく、企業が「研究者が蓄積してきた知」の価値を認めた場合などに積算する費目を認めることがあり得るのではないか。
- 現状、タイムチャージレートは大学ごとに算定しているためばらつきがあり、教授クラスでも 5,000 円の時間単価になっている大学もある。同じ国立大学の教授ポストであるにもかかわらず、時間単価にばらつきがあるのは透明性を損なう一つの原因もあると思う。レンジで示すのでも構ないので、政府として一定の目安を示すべきのではないかと思っているが、本 WG としてどのように考えるか議論したい。
- タイムチャージレートを設定するとき、分母をどう置くかも重要である。分母から管理業務に充てる時間を除く形であれば、企業との共同研究に充てられる時間を分母にする考え方もある。いずれにせよ、研究者の時間単価が民間相場並みの適正価格になるように方向付けをすることが重要なのではないか。
- 尚、タイムチャージにすることで研究者の負担が重くなることもあるが、一方で研究者が一定の時間をコミットメントするのであれば、そこに対する対価を支払うことも重要ではないか。
- 今回の議論の先にあるのはガイドラインであって、議論の内容は大学や企業に強制するものではない。それゆえ、ここで選択肢を示すことで、まだ契約等に慣れていない企業と大学の事務処理がしやすくなる効果が期待できる。最終的にどの方法論を採用したとしても、企業の目線からすると、単純な費用の多寡が問題なのではなく、コストパフォーマンスがよいかが判断基準となる。高いタイムチャージにしても期待した成果が得られなければ次は別のところに依頼することになる。例えば、時給単価の高いコンサルティングファームがあつたとして、期待する成果が出なければ、クライアントは離れていくだろう。このように自然と競争原理が働いて価格が調整されると考えると、ガイドラインとしては、定量的な金額までの的中させることを目指すよりは、選択肢の幅を示すものになった方がよいのではないか。

3. 論点②（大学のマネジメント等への支出）に関する議論

- 「大学の URA や経営陣の共同研究のマネジメントの対価」を企業に請求する場合は、「大学のマネジメント」とは何なのか？を企業が納得できるようにしておく必要があるように思う。たとえば、企業からすれば、URA の人件費を積むのであれば、共同研究の進捗マネジメントや企業課題を踏まえた共同研究の具体的な提案などが期待され

るところだが、そういったマネジメントを経験したことが殆どないのが実情である。

- 論点①や論点②の議論に関し、政府機関（JICA 等）が委託するときの算定根拠は参考になるのではないか。委託費は、タイムチャージと間接コスト（一般管理費）で計算されている。

4. 論点③（総額の対話・合意）に関する議論

- 総額方式とは、「間接コスト＝総額方式-直接コスト」と説明される差額概念であるとガイドラインでは定義しているが、企業-大学間では「総額」に関する交渉のみを行っており、既に総額が合意できる状況ならば、大学は企業に対して間接コストの使い道を説明する必要はないと考えられる。

5. 論点④（「成果」に連動した「知」の価値付け）に関する議論

- 成果と連動させる考え方は、実態として共同研究に適応している例がどの程度あるのかは知りたい。
- これまで成果と連動させ、企業が大学にプラスアルファの資金を支払う制度はなかったように思う。そのため、企業は期待する成果が得られた共同研究に対して、期間を延長し、共同研究費を提供することしかできなかつたのではないか。しかし、「学術貢献費」のような制度であれば、共同研究費を大型にするだけではなく、別の形で研究者に資金を支払うこともできるようになるようになるように思う
- 知的財産権と紐づいた事業益を案分する契約は存在するが、どのように按分するかは決めていないため、企業側が大学に支払うときに根拠をどう説明するのか疑問に思っている。議論のための事例があるとよい。

6. 論点⑤（「収益」が出た場合の繰り越し等の方法）に関する議論

- 国立大学法人も企業会計に移行すれば問題が解決するように思えるが、なぜそれができないのか。
- 国立大学法人には国から財源が供給されているが、そこでは財源供与は必要な分のみを渡すこと（損益均衡）を原則としているため、繰越す際には目的積立金として大臣の許可が必要となっている。
- 政府系の金融機関は従前より企業会計を行っており、他の政府系機関も企業会計を行っても何も問題はないのではないか。
- 国立大学法人の会計制度は、利益を追求するかどうかという点で企業と違いがあるという前提に基づき、制度設計をしている。そのため、企業会計ではない仕組みになっている。
- 国立大学法人が利益を追求しないとしても、株式会社にして株式を 51%～100%政府が保有すれば、ガバナンスを効かせることができ、利益追求を防ぐことになるので、一概に株式会社制度が利益を追求しているとはいえないのではないか。
- 株式会社にすれば企業会計を適用でき、企業会計であれば繰り越しや内部留保について精緻な制度設計が既になされており、誰にでも理解でき、透明性が高い。
- また、知財の評価の観点からは、株式会社が上場すれば株価×発行済み株式数で時価総額が計算でき、そこから計算された実物資産の価値を引いたときの差が知財の価値になると考えられている。の中には特許や産連本部の保持するノウハウ、あるいはネットワークといった目に見えない（インタンジブルな）アセットの評価が算出されることになる。そのため、もし国立大学法人が上場し、市場で価値付けされると知財の価値も評価できるのではないか。

以上

お問い合わせ先

経済産業省産業技術環境局

技術振興・大学連携推進課／大学連携推進室

電話番号

03-3501-0075 (大学連携推進室)